

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後に『派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)』を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項) 下記に当社における情報提供項目を公開致します。

東京支店					
期間	2023/05/01 ～ 2024/04/30				
派遣労働者の人数	7人				
派遣先の数	1社				
マージン率	30.2%				
労働者派遣料金の平均額 (1日8時間当たりの平均)	¥38,800				
派遣労働者の賃金の平均額 (1日8時間当たりの平均)	¥27,072				
派遣労働者のキャリアアップ形成支援制度に関する事項	種別	対象者	方法	費用	賃金
	新入社員研修	雇用時	OFF-JT	無償	有給
	社内技術研修	自社勤務中	OJT	無償	有給
	社内技術研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
	派遣先技術研修	派遣中	OJT	無償	有給
	定額研修(Web)	派遣中/自社勤務中	OFF-JT	無償	有給
	各種社外研修	派遣中/自社勤務中	OFF-JT	無償	有給
	キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口：大蔵正治 電話：06(6150)3001				
派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別	労使協定を締結している				
	協定書の有効期間終期 ： 令和7年3月31日 協定労働者の範囲 ： 全従業員				